

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第44号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～31 [略]</p> <p>32 県議会の議長、副議長及び議員の平成24年12月から平成25年9月までの間に支給されるべき議員報酬は、第3条第1項の規定にかかわらず、議長にあっては月額845,500円、副議長にあっては月額760,000円、議員にあっては月額731,500円とする。</p> <p>33～35 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～31 [略]</p> <p>32 県議会の議長、副議長及び議員の平成24年12月から平成25年6月までの間に支給されるべき議員報酬は、第3条第1項の規定にかかわらず、議長にあっては月額845,500円、副議長にあっては月額760,000円、議員にあっては月額731,500円とする。</p> <p>33～35 [略]</p> <p><u>36 県議会の議長、副議長及び議員の平成25年7月から平成26年3月までの間に支給されるべき議員報酬は、第3条第1項の規定にかかわらず、議長にあっては月額801,000円、副議長にあっては月額720,000円、議員にあっては月額693,000円とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。